保安基準第44条第６項の鏡その他の装置により灯火等の視認性が妨げられる等自動車の構造により灯火等の視認性に係る基準に適合するように灯火等を取り付けることができない場合にあっては、この限りでない。

灯火等を自動車に取り付けた状態において灯火等の見かけの表面のいずれかの部分が自動車の他の部分で隠れる灯火等にあっては、障害物で隠れない灯火等の部分が、当該装置の性能に係る規定に引き続き適合している旨を証明しなければならない。

その照明部又は反射部の上縁の地上からの高さが750mm未満となるように取り付けられた灯火等であって、垂直方向下方の視認性に係る角度が５°まで狭められるものにあっては、下方５°まで狭めてもよい。

2. 2. ～2. 10.　（略）

3. ～5.　（略）

別添79　衝撃緩和式後写鏡の技術基準

1.　適用範囲

この技術基準は、自動車（大型特殊自動車、農耕作業用小型特種自動車及び最高速度20㎞／ｈ未満の自動車を除く。）に備える後写鏡であって取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のもの（保安基準第44条第６項の鏡その他の装置について準用する場合を含む。）に適用する。

2. ・3.　（略）

別添81　直前直左確認鏡の技術基準

1.　適用範囲

この技術基準は、保安基準第44条第６項の鏡その他の装置に適用する。

2.　用語

2. 1. ～2. 4.　（略）

2. 5.　「鏡その他の装置」とは、保安基準第44条第６項の鏡その他の装置をいい、鏡（直左確認鏡を含む。）、カメラ及び画像表示装置その他自動車の直前及び直左の周辺状況について必要な視界を運転者に与える装置をいう。

2. 6. ～2. 9.　（略）

3.　（略）

4.　試験方法

4. 1.　専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔ以下のもの（三輪自動車を除く。）

試験自動車の前面から0.3mの距離にある鉛直面及び試験自動車の左側面（左ハンドル車にあっては「右側面」）から0.3mの距離にある鉛直面（車体外後写鏡の鏡面中心又は後方等確認装置のカメラレンズ中心より前方の範囲に限る。ただし、車体外後写鏡の鏡面中心が車体前面の側端部より前方に位置する自動車にあっては、当該車体外後写鏡側の車体前面の側端部より外側の範囲を除く。）と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接している障害物（図１―１）を基準アイポイントから直接により、若しくはアイポイントの中心から後写鏡、後方等確認装置又は保安基準第44条第６項の鏡その他の装置により確認する。この場合において、4. 4. に基づき、基準アイポイント及び基準アイポイントの中心の位置を補正することができる。

保安基準第44条第５項の鏡その他の装置により灯火等の視認性が妨げられる等自動車の構造により灯火等の視認性に係る基準に適合するように灯火等を取り付けることができない場合にあっては、この限りでない。

灯火等を自動車に取り付けた状態において灯火等の見かけの表面のいずれかの部分が自動車の他の部分で隠れる灯火等にあっては、障害物で隠れない灯火等の部分が、当該装置の性能に係る規定に引き続き適合している旨を証明しなければならない。

その照明部又は反射部の上縁の地上からの高さが750mm未満となるように取り付けられた灯火等であって、垂直方向下方の視認性に係る角度が５°まで狭められるものにあっては、下方５°まで狭めてもよい。

2. 2. ～2. 10.　（略）

3. ～5.　（略）

別添79　衝撃緩和式後写鏡の技術基準

1.　適用範囲

この技術基準は、自動車（大型特殊自動車、農耕作業用小型特種自動車及び最高速度20㎞／ｈ未満の自動車を除く。）に備える後写鏡であって取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のもの（保安基準第44条第５項の鏡その他の装置について準用する場合を含む。）に適用する。

2. ・3.　（略）

別添81　直前直左確認鏡の技術基準

1.　適用範囲

この技術基準は、保安基準第44条第５項の鏡その他の装置に適用する。

2.　用語

2. 1. ～2. 4.　（略）

2. 5.　「鏡その他の装置」とは、保安基準第44条第５項の鏡その他の装置をいい、鏡（直左確認鏡を含む。）、カメラ及び画像表示装置その他自動車の直前及び直左の周辺状況について必要な視界を運転者に与える装置をいう。

2. 6. ～2. 9.　（略）

3.　（略）

4.　試験方法

4. 1.　専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔ以下のもの（三輪自動車を除く。）

試験自動車の前面から0.3mの距離にある鉛直面及び試験自動車の左側面（左ハンドル車にあっては「右側面」）から0.3mの距離にある鉛直面（車体外後写鏡の鏡面中心又は後方等確認装置のカメラレンズ中心より前方の範囲に限る。ただし、車体外後写鏡の鏡面中心が車体前面の側端部より前方に位置する自動車にあっては、当該車体外後写鏡側の車体前面の側端部より外側の範囲を除く。）と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接している障害物（図１―１）を基準アイポイントから直接により、若しくはアイポイントの中心から後写鏡、後方等確認装置又は保安基準第44条第５項の鏡その他の装置により確認する。この場合において、4. 4. に基づき、基準アイポイント及び基準アイポイントの中心の位置を補正することができる。